

【報告】平成30年度計画のポイント

第7回社会保障審議会資金運用部会
平成30年5月9日

資料3-1

① リスク管理の高度化

- 運用リスク管理に関する基本方針を検討し、策定。
- リスク分析ツール等を用いて運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を確認するとともに、運用体制の変更を把握。
- BCP(ビジネス・コンティニュイティ・プラン)等の観点から資産管理機関の複数化を進める。また、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の在り方を検討。
- LPS(リミテッドパートナーシップ)を活用した運用に取り組むことに伴い、また、先物外国為替(市場デリバティブ)及び株価指数先物の運用に向けたリスク管理体制を検討・構築する。

② 運用手法、運用の多様化

- アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき行う。また、新たな実績連動報酬の導入により、運用受託機関とのアラインメントの強化を図る。
- パッシブ運用については、多様なベンチマークへの対応を進める。
- オルタナティブ資産については、運用受託機関や投資対象資産等のモニタリング・フレームワークの確立に向けた取組を進め、投資進捗をモニタリングする。
- オルタナティブ投資において、投資一任での運用に加え、LPSを活用した運用に取り組む。

③ スチュワードシップ活動

- グローバル環境株式指数の公募結果を踏まえた取り組みを進める。
- 投資原則に従い、株式以外の資産においてもその資産にふさわしい活動を進める。

④ 透明性の向上

- ホームページについて、利用者アクセスの利便性を図る。また、英文情報発信の一層の拡大を図る。
- ESGの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点からESGレポート(仮称)を作成。

⑤ 調査研究

- 優秀な研究者の活動を振興することを目的として、「GPIF Finance Awards」を実施。
- 世界銀行と共同で、債券投資におけるESGについて、実務的な課題に関して引き続き研究を行う。

【ご参考】参照条文

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（年度計画）

第三十一条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標管理法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十号）

（年度計画の記載事項等）

第四条 管理運用法人に係る通則法第三十一条第一項に規定する年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 管理運用法人は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。